

6 暴力行為

【事例】

教室で、昼休み中に、日頃から折り合いの悪い生徒Aと生徒Bが些細なことから口論となり、生徒Aが生徒Bの顔面を殴打した。生徒Bは転倒し、椅子で頭を打ち床に倒れた。知らせを受けた教職員が駆けつけたが、生徒Aはその場にはいなかった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・生徒Bの応急手当を最優先に対応するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性等を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請等を行う。
- ・一方で、生徒Aを捜し、見つかった場合は、生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

[保護者への対応]

- ・管理職等は、生徒Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、生徒Aの保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要なことを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

[他の生徒への対応]

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・必要に応じて、その場に居合わせた生徒への聞き取りを行い、状況把握に努める。

[地域・関係機関等との連携]

- ・状況に応じて救急車の要請等を行う。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況を説明する。
- ・事態の推移等によっては警察へ通報し、具体的な要請の目的、内容を伝える。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成する等して早期解決に努める。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策の検討]

- ・授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談等を行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、道徳教育の充実を図る等して、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ生徒に伝える。
- ・学級（ホームルーム）活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動等の取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせる等、規範意識や社会性の育成を図る。

[指導体制の充実]

- ・生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。

[保護者との連携]

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。